

工事書類簡素化要領

土木工事編

令和8年4月

福岡市

財政局技術監理部検査課

表-1 実施項目

No.	実施項目	内容
01	着手届の廃止	着手届の提出は廃止
02	工事関係書類の押印廃止	工事関係書類に押印は不要
03	工事打合せ簿	① 受発注者間の書類のやりとりは電子メールで可能 (情報共有システムを活用しない場合)
		② 発注者が発議する資料は、発注者が作成
04	設計図書の照査確認資料	照査結果の提出資料は事実が確認できる資料のみ
05	施工計画書	① 軽微な変更の場合、変更施工計画書の提出は不要
		② 当初請負額1,000万円未満の施工計画書【簡易版】の適用
06	材料承諾願	① 工事名、工事場所等はカタログやパンフレットへの記載は不要
		② 事前に認定された材料は、認定証、総括表及び試験結果の提出は不要
07	施工体制台帳	施工体制台帳、添付書類の提出は必要最小限
08	工事写真	① 写真毎の説明欄への記入や略図の添付は不要
		② 使用材料の形状寸法写真の省略
		③ 監督職員等が臨場して段階確認した場合、確認した出来形管理の写真は不要
		④ 産業廃棄物処理の状況写真は、品目・処分場毎に1回
		⑤ 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真は不要
		⑥ 工事写真帳・工事写真整理帳の紙媒体での提出は不要
09	当初契約金額500万円未満の工事書類簡素化	工事関係書類一覧に「500万円未満の必要書類」の項目を追加
10	安全・訓練等の実施報告書	監督職員への提出は不要
11	実施工程表	監督職員への提出は不要
12	品質規格証明書	材料納入伝票の提出・提示は不要
13	建設業退職金共済制度 関係資料	受払いに係る確認資料について、提出・提示を明確化
14	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	最大14項目まで提出可能
15	工事検査時	不要な書類を作成しても工事成績評定では評価されない

05 施工計画書①

軽微な変更の場合、変更施工計画書の提出は不要

- ◆ 数量のわずかな増減等の**軽微な変更**で**施工計画に大きく影響しない**場合は、新たに変更施工計画書の提出は不要。

例 1 : 施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増減

例 2 : 工期のわずかな変更

例 3 : 現場代理人等の変更に伴う組織表の変更

例 4 : 数量の変更に伴う施工管理計画の施工規模・回数・測点の変更

ただし、数量の変更に伴い、施工管理の方法が変更になる場合は提出が必要

例) コンクリートが50m³未満から50m³以上になったため、品質管理の方法を品質証明書等から圧縮強度試験等に変更する場合

05 施工計画書②

1,000万円未満の工事は施工計画書を簡易版で提出可

- ◆ 当初請負金額**1,000万円未満の工事**については、施工計画書【簡易版】として下記表必要項目について、工事着手前にとりまとめ提出のこと。その他必要と思われる資料については、受発注者双方協議により決定のこと

1千万円以上の工事

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

1千万円未満の工事【簡易版】

- (7) 施工方法:共通仕様書に記載された工種は除く等
- (8) 施工管理計画
品質管理
出来形管理
- (9) 安全管理:安全訓練等の活動計画書
- (11) 交通管理:道路使用許可が必要な工事は記載
- (13) 現場作業環境の整備:現場環境改善の実施計画
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他:地下埋設物確認書